平成23年第2回臨時会

御宿町議会会議録

平成23年 5月17日 開会

平成23年 5月17日 閉会

御 宿 町 議 会

平成23年御宿町議会第2回臨時会会議録目次

招集告示
第 1 号 (5月17日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名3
事務局職員出席者
開会の宣告4
町長あいさつ4
会議録署名人の指名について····································
会期の決定について7
議案第1号の上程、説明、質疑、採決7
議案第2号の上程、説明、質疑、採決11
議案第3号の上程、説明、質疑14
修正動議の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程の追加について
発議第1号の上程、説明、質疑、採決
議案第3号の採決30
閉会の宣告3 0
署名議員

御宿町告示第28号

平成23年御宿町議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

平成23年 5月17日

御宿町長 石 田 義 廣

記

- 1. 期 日 平成23年 5月17日
- 2. 場 所 御宿町役場議場
- 3. 付議事件
- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 平成23年度御宿町一般会計補正予算(案)第2号について

平成23年第2回御宿町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成23年 5月17日(火曜日)午後2時04分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度一般会計補正予算 第1号)

日程第 4 議案第2号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第1 発議第1号 議案第3号平成23年度一般会計補正予算第2号に対する

修正動議

日程第 5 議案第3号 平成23年度一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度一般会計補正予算 第1号)

議案第2号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 平成23年度一般会計補正予算(第2号)

発議第1号 議案第3号 平成23年度御宿町一般会計補正予算(第2号)に対する

修正動議

出席議員(12名)

1番	松	﨑	啓	<u> </u>	君	2番	白	鳥	時	忠	君
3番	Ш	城	達	也	君	4番	新	井		明	君
5番	石	井	芳	清	君	6番	伊	藤	博	明	君
7番	<i>/</i> \	Ш		征	君	8番	中	杜	俊力	け削り	君

9番 式 田 孝 夫 君 10番 貝 塚 嘉 軼 君

11番 大地達夫君

12番 瀧口義雄君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石田義廣君 教育長 浅野祥雄君

総務課長氏原憲二君

企画財政課長 木 原 政 吉 君

産業観光課長 藤原 勇君

教育課長 大竹伸弘君

建設環境課長 米本清司君

税務住民課長 渡 辺 晴 久 君

保健福祉課長 多賀孝雄君 会計室長 佐藤昭夫君

欠席者(なし)

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬 由紀夫 君 係 長 市東秀一君

◎開会の宣告

○議長(新井 明君) 皆さん、こんにちは。

本日、平成23年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

議員の皆様には、ご多用のところご出席をいただきましてご苦労さまです。

本臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

本日の出席議員は12人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成23年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

(午後 2時 4分)

◎町長あいさつ

○議長(新井 明君) 日程に先立ちまして、石田町長より、あいさつとあわせて提案理由の説明があります。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 本日ここに、平成23年第2回臨時会を招集いたしましたところ、 議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいなか、ご出席いただきまして、誠にありが とうございます。

さて、本臨時会では、ご案内のとおり 3 議案のご審議いただくことといたしましたが、 開会に先立ちまして、議案の提案理由および諸般の報告について申し上げます。

まず、今臨時会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、第1回臨時議会に提案いたしま

した補正予算と同様、東日本大震災の被災者の受入れについて、宿泊を含む生活支援を行うものです。また、津波により岩和田漁港内に土砂が堆積し、早期に浚渫が必要なことから測量や調査委託費について、平成23年4月15日、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算第1号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものでございます。

補正額は、歳入歳出ともに 1,700 万円を追加し、補正後の予算総額を 31 億 5,700 万円と するものでございます。

議案第 2 号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を 改正する法律が平成 23 年 4 月 27 日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正 するものです。

改正内容は、東日本大震災に係るもので、住民税の雑損控除の特例や固定資産税の住宅 用地の特例等についてであります。

議案第3号 平成23年度御宿町一般会計補正予算(案)第2号について提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに 6,900 万円を追加し、補正後の予算 総額を 32 億 2,600 万円とするものです。

主な内容につきましては、岩和田漁港内の測量や調査等の結果に基づき、浚渫に係る工事請負費を追加補正するとともに、東日本大震災の影響により観光客の激減が想定されることから、安全宣言を踏まえたキャンペーンの実施など、緊急的に活性化対策を講じるための経費等について補正をお願いするものでございます。

補正財源といたしましては、漁協からの分担金や国庫負担金などのほか、平成22年度からの純繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

以上、申し上げました議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、充分 なるご審議を賜りまして、議決をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終 わります。

続きまして、諸般のご報告をいたします。

4月13日に区長会を招集し、町におけるこのたびの震災対応についてのご説明と今後の防災対策などご協議いただきました。17日は中山間地域総合整備事業御宿地区の起工式を挙行しました。19日は関東ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会の定例会が招集されました。20日には観光協会長とともに、今年度の花火大会の協力について、いすみ警察署長に要請してまいりました。同日午後、公民館において町教育研究会が開催されました。21日には、いすみハローワークにて当地域に避難される方々への就労支援について打合せを行いました。22日には例月出納検査の実施と町食生活改善会の総会が開催されました。総会では、総務課消防防災班による津波の対策について講習を行いました。

24 日には、町消防団の統一訓練が実施されました。あいにく前夜の降雨によりグランドコンディションが悪く、B&G体育館での実施となりましたが、団員の皆さまにおかれましては、休日にも関わらずご参加いただき、規律正しい熱のこもった訓練が行われました。
25 日には 4 回目の震災支援対策委員会を招集し、期限が迫る御宿町単独の被災者支援事業とその後の支援方法などについてご検討いただきました。26 日にはアメリカ空軍の音楽コンサートを開催しました。夕方からの開催でしたが、大勢の方々にご参加いただき、軽快な音楽を皆さまとともに楽しむことができました。28 日には春の交通安全運動合同会議がいすみ市で開催されました。5 月 2 日には夷隅郡市広域市町村圏事務組合の正副管理者会議が招集されました。8 日には、震災により延期されておりました児童合唱団のおさらい会が開催され、素晴らしい歌声が披露されました。10 日には、区役員会を招集し 4 月下旬に発行いたしました地震ハザードマップと、町の防災対策について地域の防災リーダーでもある区役員さんにご説明いたしました。11 日には春の交通安全運動出動式が挙行されました。12 日には東京湾口道路協議会の総会が開催されました。13 日には県庁において市町村長会議が招集され今年度の県の施策の説明がありました。16 日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の正副管理者会議が招集されました。

以上で諸般のご報告を終わります。本日はよろしくお願いいたします。

◎会議録署名人の指名について

○議長(新井 明君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。2番、白鳥時 忠君、3番、川城達也君にお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長(新井 明君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

〇議長(新井 明君) 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長(木原政吉君) それでは、専決第1号 平成23年度御宿町一般会計補正予 算第1号についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、第1回臨時議会でご承認いただきました補正予算と同様、東

北関東大震災の被災者の受け入れにかかわる生活支援を行うほか、津波により岩和田漁港 内に砂が堆積し、早期に浚渫が必要な事から測量や調査委託について、地方自治法第179条 第1項の規定により、専決処分したものでございます。

補正額は歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、補正後の予算総額を31億5,700万円としております。補正財源につきましては、県支出金を充当し、純繰越金851万4,000円を充て収支の均衡を計りました。

それでは、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。歳入予算でございますが、12款分担金及負担金、2項分担金、 1目農林水産業費分担金、375万円ですが、津波の発生により岩和田漁港内に砂が堆積し、 早期に浚渫作業するため測量等の委託経費に係る漁港からの分担金でございます。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金で473万6,000円は県の緊急雇用創出事業 臨時特例金事業の内示があったことから計上するものでございまして、被災者支援に係わる受け入れ体制の整備について100パーセントの補助を受けるものでございます。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成22年度からの純繰越金で851万4,000円を追加し、収支の均衡を計りました。

以上、歳入予算額1,700万円の追加でございます。

6ページをご覧ください。

次に歳出予算でございますが、被災者に対する人道的支援を行う観点から、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費245万4,000円は、県の緊急雇用創出事業の内示があったもので、被災者受け入れの情報確認や生活相談に対応するものであり、臨時職員賃金や事務費について4節共済費から11節需用費までそれぞれ所要額を追加するものでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費476万4,000円の追加は、第1回臨時会にてご承認いただきました補正予算と同様、被災者の受け入れ支援に関する賄いであり、4月15日から28日までの期間について1人、1日あたり2,000円を支援するものでございます。4款衛生費、1項保険衛生費、1目保健衛生総務費の228万2,000円でございますが、これにつきましても県の緊急雇用創出事業で行うもので受け入れ被災者のメンタルヘルスや心のケアな

どを行うもので臨時保健士にかかる賃金や事務費について4節共済費から14節使用料及賃借料へそれぞれ所要額を追加するものでございます。10款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、3目漁港用施設災害復旧費の750万円につきましては、津波により岩和田漁港内に砂が堆積し、早期に浚渫を要する事から測量や底質調査に係る委託料を充当しています。以上、歳出予算総額1,700万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を31億5,700万円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- **○議長(新井 明君)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番、石井芳清君。
- **〇5番(石井芳清君)** 5番、石井です。

6ページの歳出、民生費でありますが、只今ご説明ありましたが社会福祉総務費、476万4,000円ですか。これは、東北関東大震災被災者賄いという事で、4月15日から28日までという専決処分という事でありますが、今5月でございますのでこの辺の事業は確定を見ていると思われます。私も支援委員の一人でございますので、事前に説明を聞いておるわけではありますが、この内容について説明をお願いします。

- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原 勇君)** 1人、2,000円につきましては4月15日から17日までの3日間、2人の方が宿泊されています。これが、1万2,000円になります。

また、4月25日から28日までの3日間、同じ方ですが、2名の方が1万6,000円。

2万8,000円の現在執行状況でございます。

なお、現在も2名の2家族、計6名が御宿に滞在しております。

- **〇議長(新井 明君)** 5番、石井芳清君。
- **〇5番(石井芳清君)** 5番、石井です。

了解いたしました。本予算の今説明がありました4月15日から28日という事は了解いたしました。これ以降という事は多分、国、県の事業と思うわけでありますが、今、宿泊されているという事でありますが、どういった事業、内容なのかそれについて説明を受けたいと思います。それから、もう一つ、宿泊先でありますが、この補正予算の内容では宿泊業、そういった方々のご協力をいただいてこの事業を執行していると聞いているわけでありま

すが、それ以外にも、町の資料を見ますと、無償提供、一戸建て、アパート、マンション、 そうしたものがあるように伺っていますが、そうしたものの今後の利用、そうしたものに ついてはどのように考えておられるのか、あわせて伺いたいと思います。

〇議長(新井 明君) 藤原産業観光課長。

○産業観光課長(藤原 勇君) 宿泊につきましては、災害救助法の適用を受けた方でございます。この被災県につきましては、宮城、岩手については、今回の災害救助法は5月以降適用除外となっています。福島県のみでございます。御宿町に滞在されている方は南相馬市の方、浪江町の方で、当然、災害救助法の対象となる方で福島県が千葉県に申し出をするという形で、千葉県において千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合の方に委託しまして、そちらから御宿町が被災者申出書をもって提出された方が認定され、それによって事務を進められるということで、今、2組につきましては、御宿の旅館のかのやさんの方に2組、6名が泊まっている状態でございます。

〇議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

○企画財政課長(木原政吉君) 個人住宅、町内に住宅をお持ちの方、また、別荘をお持ちの方から無償で被災者の方に提供したいというものが現在まで9件、宿泊可能人数というのは約100名という事になっています。その他にですね、賃貸のマンション、アパート等をお持ちの方から安く提供したいという申し出がございます。まだ決定しておりませんが、お一人の方は、賃貸のマンションの方というご希望があるというふうに伺っています。

○議長(新井 明君) 他にございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇議長(新井 明君) 全員の挙手です。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(新井 明君) 日程第4、議案第2号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

渡辺税務住民課長より議案の説明を求めます。

渡辺税務住民課長。

〇税務住民課長(渡辺晴久君) 議案第2号、御宿町税条例の一部を改正する条例(案)について、説明いたします。

今回の改正は、東北関東大震災、法では東日本大震災とされていますが、この震災の被災者を支援するための特例措置を定めた地方税の改正法が平成23年4月27日に公布された事から、あわせて町税条例についても改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は特例措置による改正のため本文ではなく、附則に新たな条文が設けられる 改正となっております。新旧対照表1ページの附則第22条は東日本大震災に係る町県民税の 雑損控除の特例について定めたものでございます。

雑損控除等は災害等によりまして所有する資産の損失額が一定額を超えた場合に所得から控除されるというものです。震災の発生が平成23年3月11日であったため、本来であればこの控除は平成23年以後の所得からとなりますが、特例として平成22年中の所得から控除できるものとするものです。2項については、24年以後に震災に係る損失が発生した場合についての取扱いを、3項、4項は扶養親族の有する資産についての取扱いを、5項は適用範囲について規定したものでございます。

2ページ、3行目からの第23条は住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を定めたものでございます。住宅借入金等特別税額控除の対象となっていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供する事が出来なくなった場合にも通常の控除対象期間、居住した年以後

10年間という事になりますが、この間は引き続き税額控除が受けられるよう、読み替え規定を設けるものでございます。

2ページの下段からの第24条は、東日本大震災により家屋を失った土地についても固定資産税の住宅用地軽減が引き続き受けられる特例が地方税に設けられた事から、この特例を受けるために必要な申告内容等ついて規定したものでございます。

附則は施行日について定めたもので、公布日から施行するものとし、第23条については 平成24年1月1日からの施行となります。

以上で御宿町税条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

- **○議長(新井 明君)** これより質疑に入ります。5番、石井芳清君。
- **〇5番(石井芳清君)** 5番、石井です。

本条例の適用を受ける要件というのは、今の説明だと良くわからなかったのですが、どのようになっているのか。それから、あわせて千葉県というのは被災県であるのかどうか。 それから、もし被災県であるとすれば、先般の津波災害で軽車輌、軽自動車ですか。 流されたというような報告を伺っておるわけですけれども、そうしたものはこのような対応になるのかどうか。それについて伺いたいと思います。

- **〇議長(新井 明君)** 渡辺税務住民課長。
- ○税務住民課長(渡辺晴久君) この条例の要件という事でございますが、こちらにつきましては、例えば雑損控除の場合については、災害によって、資産失われたりした場合、要件に該当します。土地につきましても家が壊れてしまって、家が建てられなくなってしまった状態、そういった時には居住用には該当する土地にはなりませんが、引き続き住宅用地として減税されることになります。ただし、震災で直接被害を受けられた方が対象となりますので、御宿町でこの要件に該当するというものは無いというふうには考えています。それから、千葉県は被災県かというご質問ですが、例えば我孫子市でありますとか、山武、香取市、浦安市、そういった所は被災されております。被災の該当になれば、軽減等、控除等が受けられるような形になります。軽自動車につきましては条例改正はありませんが、地方税の改正により買い替え車輌について平成23年度から平成25年度まで軽自動

車税が非課税とする措置がとられております。

- **〇議長(新井 明君)** 5番、石井芳清君。
- **〇5番(石井芳清君)** 5番、石井です。

私どもニュースをうかがっていますと、いろいろな今回の震災の適用を受けるためには、 り災証明が必要という事をうかがっているのですが、これはなくても税務当局が判断すれ ばできるという事になるのでしょうか。要するに何故適用を受けるかという根拠が、り災 証明には明文化されているのですね。私それを伺っているつもりであります。

それから、軽自動車の件もよくわからなかったのですけれども、多分、海水ですから、 使用できなくなっていると思うのでありますけれども、そうした場合は津波による災害だ と思いますので、そうしますと、先ほど課長おっしゃいましたけれども、本県は被災県で あるという事のようでございますから、津波災害により使用できなくなったと、いうなか でのこうした税法の適用はあるのか、ないのかというのが私の質問の主旨でありますけれ ども、もう一度わかり易く説明をお願いします。

- **〇議長(新井 明君)** 渡辺税務住民課長。
- ○税務住民課長(渡辺晴久君) これに該当させるという事で、り災証明書、またそれぞれどういった内容で災害を受けたという事が証明できるもの、そういったものは付けていただくという形になると考えています。

軽自動車につきましても、津波で失ってしまったという形であれば、そこで減免なりの 措置は取らさせていただきたいと思います。

〇議長(新井 明君) 他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑

〇議長(新井 明君) 日程第5、議案第3号 平成23年度御宿町一般会計補正予算第2号に ついてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長(木原政吉君) それでは、議案第3号平成23年度御宿町一般会計補正予算 案第2号についてご説明申し上げます。

この度の補正予算につきましては、3月11日東日本大震災に伴い、観光業をはじめとする 町内の各産業が深刻な影響を受けている事を鑑み、観光客の誘致や産業基盤の復旧など緊 急かつ最優先に取り組むべき事業等について計上させていただくものでございます。

補正額につきましては予算書の1ページ第1条でございますが、歳入歳出それぞれ6,900万円を追加し、補正後の予算総額を32億2,600万円とするものでございます。

補正財源といたしましては、漁港災害復旧に伴う国庫負担金ならびに漁協分担金のほか 22年度からの純繰越金2,900万円を充て収支の均衡をはかりました。

次に第2条の地方債補正でございますが、岩和田漁港災害復旧事業に伴うものでございまして、補助対象経費のうち町負担分について災害復旧事業債を追加するものであります。 充当率は100パーセントであり、償還金の95パーセントが普通交付税にて財政措置される事となっております。それでは、個別事業の詳細につきまして予算書の事項別明細書にそってご説明させていただきます。6ページをお開きください。初めに歳入予算でありますが、12款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金1,500万円ですが、岩和田漁港災害復旧事業に関わるもので、町分担金条例に基づき補助残の2分の1について漁協が負担するものでございます。次に、14款国庫支出金ですが、こちらも岩和田漁港災害復旧に関 わるもので、1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金で2,000万円の計上でございます。 補助対象事業費に対しまして、3分の2が負担されます。続いて、19款繰越金は平成22年度からの純繰越金で2,900万円を追加し、収支の均衡をはかりました。21款町債、1項町債、5目災害復旧事業債は漁港災害復旧に伴う町分担金として、500万円を計上しております。 つきましては、第2表地方債補正にてご説明したとおりでございます。以上、歳入予算として総額6,900万円の追加でございます。

次に歳出予算についてご説明させていただきます。7ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は14節使用料及び賃借料で150万円、福島県からの被災者の方に対し、災害救助法の住宅特例措置により、民間住宅を借り上げるものでございます。内容といたしましては自治体が避難用として指定する民間住宅に入居する場合、1ヶ月6万円を上限に家賃を納めるもので、町が家賃をいったん立て替えたうえで、千葉県を通じ福島県に拠出する事となります。予算計上にあたっては不動産仲介料等も含め、2世帯、10ヵ月分を見積もっております。

次に6款商工費、1項商工費ですが、2目商工振興費は、19節負担金補助及交付金で80万円、中小企業振興利子補給について、これまで設備資金のみを対象としてきましたが、震災による観光客の減少や風評による宿泊の落ち込み等を考慮したうえで、運転資金についても、500万円を限度に利子補給の対象を拡大することといたしました。

3目観光費については、13節委託料で270万円、メディア機関を活用したキャラバン隊による夏の特別キャンペーンを実施するほか、海水の水質調査を月2回実施し、食と海の安全宣言を広くアピールしていきたいと考えております。また、19節負担金補助及交付金は観光関連緊急活性化対策として1,400万円を計上いたしました。内容といたしましては、観光協会宿泊部や町内各店舗との協同連携により町内で利用できるクーポンを3,000円分を1セットに宿泊者千着7,000名分を配布するもので、町がその3分の2を負担するものでございます。次に10款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、3目漁港用施設災害復旧費は岩和田漁港に関わるもので15節工事請負費に5,000万円の計上でございます。津波被害の影響から港内の泊地、航路に土砂が堆積し、干潮時には船底が当たってしまうなど、漁業活動

に影響があることから緊急に対応するものでございます。浚渫の量につきましては4,000㎡ を見込んでおり、国の災害査定を受けた上で対象事業費の3分の2が国負担となります。

以上、歳出予算総額6,900万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を32億2,600万円とする ものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(新井 明君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番、伊藤博明君。

○6番(伊藤博明君) 7ページの観光費のなかの負担金。これ、昨日委員会のなかでいろいろ言ったんでこれ以上言う事はないんですけどね。町長に提言しておきたい事がありまして、観光協会が社団法人になりましたよね。見ているとまだまだ町に投げかけて、全部、おんぶにだっこですよ。昨日もそれ、言ったんだけど。やっぱり自分らで汗かく事をしなくちゃいけない彼ら。みんなどの商売やっている人もみんな自分たちで努力しているんですよ。だからそれを一つね、町の方からも強くね、頑張るように言ってもらいたい。

これ、やるのは結構。良い事だからね。結構だけど、やっぱり商業や農業いろんな関係、 分野でも、みんな今不景気なんですよ。まして今、この災害がおきて、二次災害で経済的 にも、日本経済がおかしくなるような状態ですよ。そんな状態のときにこれ、やることは いいことです、ただ、一つ観光業だけに絞られている。大きく見て、これから先をいろん な面でみてもらいたい。そのくらい一つ約束してもらいたいと思うんですよ。

それと、これ話がちょっと違うんだけど、近隣で鴨川市、いすみ市、大多喜町でリフォームなんかすると何パーセントだかの負担を出すよね。あるいは、新築を建てる場合に3年以上住居を構えていると15パーセントとか20パーセントとかの負担金をだすような事をよくやっていますけれども、そういうふうに大きな目でね、いろんな目で見ていった方がいいですよ。観光立町の町だからね。御宿町はね。観光に力を入れるのは結構、だけどね、観光だけに力を入れてたら他の商売はみんな駄目になっちゃうんですよ。だから、他にも目を向けてもらいたい。特に最初に言った観光協会に対しては、厳しくもっとやった方がいいですよ。それだけ要望します。

〇議長(新井 明君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 伊藤議員さんにおかれましては、ご提言、ご指摘ありがとうございました。おっしゃられる事はもっともな事だと思います。私もそのように考えておりますが、観光協会につきましては社団法人になりまして、もう1年が経過いたしておりますが、社団法人の存在理由といいますか、目的は将来自立採算すると自立で経営を行っていくという事が目標でございます。そういうなかで今まで任意団体であったわけでありますが、1年が経過いたしまして徐々に徐々にそういう方向でいかなければいけないという事は私も、念頭にいつも考えております。そういう事で、行政として指導機関として、ご指摘の事は今後ともきちんと対応していきたいと考えております。また、ご意見のなかでより多くの産業に活性化を生むような事も当然の事ながら考えていただきたいという事でございますが、その事につきまして、また、いろんな活性化策を考えて対応していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(新井 明君)** 2番、白鳥時忠君。
- ○2番(白鳥時忠君) 2番、白鳥です。

まず、1点目なんですが、海水の水質調査業務委託、70万円計上されているようですけど この水質検査の内容。例えば放射能、セシウム、ヨウ素とかいろいろなものがありますが、 すべての放射能に対する物の水質検査を行われるのでしょうか。

- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原 勇君)** 今、考えているのは、セシウムとヨウ素を基準として考えています。他の物質については今のところ茨城県からも報告されていませんので、そういった形で進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- **〇議長(新井 明君)** 2番、白鳥時忠君。
- **○2番(白鳥時忠君)** 2点目なんですが、先ほど伊藤議員の方からも指摘がありましたが、 観光に対する風評も含めてのこの費用、1,600万円ですけど、観光立町としての町長のお気 持ちはわかります。それで、200万円、このキャラバン隊を含めた200万円に対しては、私 も理解します。ただ、この1,400万円、1,400万円には御宿町の当初予算、その減収が見込 まれるなか、教育とか医療とか福祉とか様々な分野、事業予算が足りなくなることも考え

られますし、もっと多岐にわたって考えて復旧事業として使うべきではないかと思います。 この観光、行政に対して1,400万円という費用を唐突に今日の今日、出してきた事に対して 私は疑問を感じますし、それに関しての答弁をお願いします。

〇議長(新井 明君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、地震、津波によって原発事故が起きまして、電力の供給が減少、その事によって計画停電が実施されたと、そしてまた、被災地では多くの方々が亡くなられ、また多くの方々が被災に遭われている。そういう皆様方に対してですね、その皆様方の痛みを感受するなかで、やはり旅行とか観光の組み換えがあって、また、各種イベントの自粛ムードに包まれています。特に先般の震災におきましては、津波による災害という事が非常に大きな要因となっておりますが、そういう事で海岸に面する、海に面する観光地への入込が非常に大きく減少いたしております。また、原発事故による放射能被害、国内でも非常に広く影響が出ておりまして、多くの産業に影響が出ております。そういうなかで、非常に広範囲だという事で、この災害が国難といわれている理由の一つに挙げられるとおもいますが、国民一人一人が、町民の皆様方お一人お一人が、この大災を受けまして、これをきっかけに多くの事を学んで、また、反省して、そして、心の修復をするとともに、これから単なる復興だけではなく、更なる真の豊かさというか、そういうものを私は実現していかなければいけないと考えております。

また、このキャンペーン事業の費用につきましては、観光客が非常にいろいろこの統計にもでておりますけれども、激減しております。そういうなかで、観光客を呼び戻すための緊急的な経済対策として、費用を充てさせていただきました。御宿町は産業構造上、国勢調査においてもサービス産業を中心とする第3次産業に従事している方が7割にたっしております。そういうなかで観光産業は御宿町の主要産業なわけです。この主要産業にこのような事業費を充てる事によって、より大きな経済効果、より大きな活性化を生むものと確信するわけであります。そのような事でこの費用を充てさせていただきましたが、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- **〇議長(新井 明君)** 2番、白鳥時忠君。
- ○2番(白鳥時忠君) 町長の前段に対する震災についての見解。これには私も異議を唱えるものでもありません。前段の分は全然関係のない内容でしたが、このキャンペーン費用、キャラバン隊に対する費用について言ってるんですけど、今回初めて目にする方も多いかと思いますので、課長、この詳細についての説明をお願いします。
- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原 勇君)** 今回、200万円をキャラバン隊という形で予算を計上させ ていただいております。内容につきましては、東京の駅とか、そういった所での無料配布 ではなくて、TBSやお台場の特設ステージ等を借りまして、そのなかでキャンペーンを 行うことによって、多くのメディアや一般の方たちに周知を行いたいという事が目的で、 今回200万円の予算を組ませていただいております。内容としましては、伊勢えび汁の配布、 農産物、海産物の配布、これについては今後もう一度精査する必要があると思いますが、 無料配布としてはこの2つを考えております。また、それに伴っての広報活動としてチラシ 3万枚、キャラバン隊と期間中をあわせましていろいろな広報活動を行ううえでののぼり旗 の作成、キャラバン隊で行った先でのアンケートをとりまして、そのなかで御宿に来たい という方への優待券提供の引換券を、また、今回、有料スペースの使用を必要としますの でその費用、マイクロバスの借用等は200万円のなかで、また今後、他に海開きにあわせま して御宿町が安全宣言をしていくうえで津波の訓練、また食の安全を含めて周知が必要と いうことでございますので、直接メディアの方々にそういた次第や宿泊業で行っているメ ニューに使用食材の産地を書いていただき、食べていただいたなかでの直接的なPR、そ ういったものをこの事業のなかで進めていく事によって、風評被害に対する安全宣言がで きるのではないかという事で企画させていただきました。
- ○議長(新井 明君) 2番、白鳥時忠君。
- **〇2番(白鳥時忠君)** 今、キャンペーン費用、キャラバン隊の200万円については説明があったのですけど、この1,400万円、これについての説明もお願いします。
- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。

○産業観光課長(藤原 勇君) 今回、お配りいたしました資料3を参照しながら説明させていただきたいと思います。今回、サマーキャンペーンクーポン券として、3,000円の券を作成する予定でいます。一つは2,000円の券、それと500円の券2枚をセットの形で考えています。一部負担を宿泊業が1,000円、宿泊された分を実際、宿泊業が負担します。

それと500円券については、1,000円以上使用した人について500円の券を使用できるという 事で、これについては来訪者、お客さんの方が負担するという形で一部負担がそれぞれあ ります。そして、今回、観光協会の方で斡旋した旅館、ホテルに泊まった人のみを対象と する事によって、券の管理ができるものと思っております。

また、協会が自発的に活動するうえで、観光協会の必然性もこのなかで問われる形で今回このようなキャンペーンのクーポン券の作成を考えています。この期間については、いったん泊まったお客様はこの券を持ち帰って、あらためて使用も可能であるという形で、期間としては7月から9月末を受付として、10月末までの交換という形で伊勢えび期間を含めて、今後検討させていただきたいと思います。この使用される場所については、広く使用できるように、例えば今まで協会に入っていなかった、また、飲食店の組合に入っていなかったというものを含めまして検討させていただきたいと、また、新たに今後、漁業者、遊魚船も大きな被害を受けていますので、このクーポン券を使用した形で対応できるように検討を今後、煮詰めていきたいという事で考えています。

- ○議長(新井 明君) 2番、白鳥時忠君。
- ○2番(白鳥時忠君) 課長の説明のなかで200万円のキャラバン隊、これは安全宣言を含めたPR活動、これは是非していただきたいと思いますし、これは単発の事業ではなくて、今までも継続された事業をより強化して行うという事で私は認識しています。

但し、この1,400万円に関して、これはキャラバン隊で行った時に周知した際に、いろいろな努力でこの1,400万円、行政からの負担がなくとも違う形もあるのではないか、という事と一番先に質問いたしました観光事業に特化したものではなくて、御宿町全体を見た中で、これ以外にもいろいろな可能性があるのではないかという事を私は思います。そしてこの1,400万円に対しては私は異議があるという事だけを意見として申し上げさせていた

だきます。

- **○議長(新井 明君)** 他に質疑ありませんか。5番、石井芳清君。
- **〇5番(石井芳清君)** 5番、石井です。

まず歳入でありますが、5ページでありますが、今般の補正額が6,900万円というなかで、 この歳入の総括のなかで12、14、19、21となるわけですが、約その半分2,900万円が繰越金 という事のようでございます。

また、町債、国庫支出金分担金等については予算を見させていただきますとこれはほと んど全てが災害復旧事業に充てられるというふうに理解をするものであります。

それで、何を言いたいかと申しますと、今般の事業は全て繰越金をもって充てられているという事なんですね。国の状況を見てみますと今の政府のなかにおきましては、公務員の職員の給与ですね、これを減じていわゆる様々な事業費に充てようというような考えもあるというふうに伺っております。

3月議会におきましては、災害直後のなかで、議会の総意のなかで付帯決議というものが 全会一致をみて可決成立をしております。

今年度の予算そのものが私は、非常に不透明であると、よもや御宿町において今後、職員の給与に手をつけるような事があってはならない。これが第一条件だと思うんですよね。 私も町長とご一緒させていただきまして南相馬市へご一緒させていただきました。

そこでは、市長をはじめ職員の皆さんが当時20日、21日目ぐらいだったと思いますが、不眠不休で住民の命と財産を守っておられたと私は記憶しております。災害の時に一番の守り手である行政体、公務員の皆さんではないでしょうか。そうした状況にきちんと働く、そういう手立てを取るという事が全てだと思うんですね。先ほど白鳥時議員からもお話しがありました、伊藤議員からも産業関係もまだまだ今回の事業に該当しないものがあるじゃないかという話がありました。そうしたもの全てをつかさどるのが私は行政体だと思うんですよね。そういうなかにおいて、今後、今、藤原課長からも説明を受けて、資料も出されましたけれども、確かに民宿の関係についても、宿泊ですか非常に減っております。これを見ましても、税というのは昨年度のものですけれども、この税を今年納めることが

できるのかできないのかという事だと思うんですよね。それから、日立だとかそういう大 企業、今、日立という名前をとっておらないのか、こういう所も昨年度、大幅な職員の削 減、他に行ったといえばそれまででございます。それから、近隣では三日月はじめ様々な 大きな会社が、やはり関連のなかで職員及び臨時職員、こうした方が働く場所が無くなっ ているという事態もございます。ですから、これも確かに一案だというふうには思うわけ でありますが、しかし、この予算これを丸々繰越金充当で、まして3月、ほんのちょっと前 には補正予算も可決しましたけれども、そうした予算の歳入面が本当に充当できるのかと いう所についての見通し、これは、私なにも持っておりません。そして説明もまだ伺って おりません。で、その説明をまず受けたいと思います。簡単にいうと歳入欠損の恐れもあ るんじゃないかという事について財政当局としての見通しですね、とくに今まで国県にお いては出納閉鎖ギリギリにおいてお金がきていたというのが実態じゃないですか、ギリギ リになって約束をやぶられたらどうするんですか。それこそ歳入欠損でしょ。そうした事 も推察できると、しかも現実的に一番先に申しましたけれども職員の給与にまで話がでて いるじゃないですか。そうしたなかで、本当にこの予算を使ってもいいのかと、これまで の予算をきちんと精査してくださいという意見も私、本議会で申し上げたと思うんですよ ね。そうしたものについて、まだ、聞いていないんですよ新年度になってから、見通しを、 さきほども質問しましたよね、見通し等について。それについてまず説明を受けたいと思 います。

〇議長(新井 明君) 木原企画財政課長。

○企画財政課長(木原政吉君) まだ町の会計、出納閉鎖期間5月31日をもって前年度しめますので、繰越金については確定はしていません。今現在の見込みですと、交付税等22年度は確定しておりますので、約1億4,000万円から5,000万円の繰越が実数として出てくるというふうには認識しています。ただ、震災のですね、議員ご指摘のとおりいままでどおりの国の補助金、県の補助金が確保されるのかどうか、また景気の低迷によってですね、当初見込んだ税収が同じ徴収率かどうか、本当に徴収されるかどうかという事が不安要因としてあります。その辺についてもまだ、国、県の指示はございませんけども動向には注視

したいというふうに思います。

- **〇議長(新井 明君)** 5番、石井芳清君。
- **O5番(石井芳清君)** 5番、石井です。

先ほど税条例の改正の議案いただきました。これは今回の震災に関連して減免ができるという事ですよね。遡ってできるという事であるようですから。そうしますと昨年度予算、まだという話でありましたけれども、それに対する影響も当然出てくるんですよね、それから、本年度も今国会で審議をされているように伺っていますけれども、いわゆる風評被害も含めてどこまでの範囲にするのかというのもまだ確定はしていませんけれども、そうしたものもある、しかもさきほど私は確認しました本県は被災県であるというわけでありますからその範疇に入るわけであります。ですから当然そうしたものもきちんと精査をしながら慎重に財政運営をしていくというのが第1課題であるというふうに思うわけであります。ですから、この金額、しかも繰越金の半分を単独事業に充当するという事の町民の理解というのは難しいのかなと、私はこれは疑問に思う点であります。具体的に中身について思います。

最後になりますけれども災害復旧費のなかで、岩和田漁港の浚渫に関連した事業だと思いますが、この浚渫事業について説明を受けたいと思います。

- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原 勇君)** 今回、提案させていただいた1つの理由としましては、 国の方から、漁業者が業として使っている関係がございましたので事前着工をするように という指導がありまして、本来ですと全ての調査、設計が終わってから提案という事では ありますが、急遽、査定前に執行するように指導があり、提案させていただいております。 岩和田漁港の平面図が資料として添付されていますので、これをもって説明させていただ きたいと思います。

岩和田漁港については全体の面積が約3万㎡ございます。斜線のところが平成21年に浚渫を行ったところで、これが約7,500㎡ございます。残り約22,500㎡ありますが、ここについては3月の震災前については平常どおりの使用ができたのですが、津波等の被害によって港

の底が一定の状態になり、3月、4月の間で先ほど企画財政課長が言ったとおり船底がつき、 スクリュー等が被害を受けたという事で、今回提案させていただいております。内容としては漁港災害として、約3,000㎡は3,000万円、残りの対応としては町の単独事業として1,000㎡という事でございます。基本的に災害の場合、維持管理を行ってある場所についてのみ、という事ですので平成21年度に浚渫を行った箇所が基本となります。ですから、それ以外については被害があっても単独でやるという事でございますので、約5,000万円をそういった費用を内訳として出しています。以上です。

- **○議長(新井 明君)** 5番、石井芳清君。
- ○5番(石井芳清君) おおよそ事業内容については理解をいたしましたが、言いたいのはですね、まず1点として、先般の津波では漁港の底まで見えたというようなお話もあったと伺っております。で、聞きたいのは潮の干満、水位についてですけれども、今でも御宿岩和田漁港を使っている船の種類ですね、その水深というんですかきっすいからそこまでの深さがあると思うんですね、これはその前に設計をやられていたと思うんですね、それが具体的にどうであったのか、深さがどう変わったのか。最終的に㎡という話をされましたけれども、これではその基本的な調査に基づいてこの工事を行うと、要するに砂の除去を行うという事でおよその水深というのは平常がどのくらいかわからないのですけれども、そこからどの程度下がるという事なのでしょうか。それともう1つ問題なのは、私も産建を傍聴させていただいたのですが、この浚渫した物の処理、これはどのようにされるのでしょうか。処理の方法についても調査されたと伺っておるわけですけれども、今回の浚渫においての土砂というのですかね、砂等をどういうふうにされるのか具体的にお伺いしたいと思います。
- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原 勇君)** まず水深という事でご質問だと思いますが、岩和田漁港 についてはマイナス2.5という基準がございます。マイナス2.5あれば5月の干満等でも一般 的な漁船については船底がつかないという事です。測量調査を行った段階では、全体として15 c mから20 c mの平均的な、また、一部では1m程度の所があります。ですから今回は

平均値を出して計算させていただいております。浚渫した土については環境省の基準が変わりまして、海洋投棄は基本的には出来ないという事です。海洋投棄が出来ないという事で浚渫した土については、水を含んでおり直接ダンプ等で陸側に運ぶ事が出来ないという事で、費用的にかけなければならず、いったん天日乾燥が出来れば陸揚げが出来るのですが、4,000㎡を一気に自然乾燥出来る場所がございませんので、特殊な紙を和紙を使用した硬化剤のようなものを一定量土に含めまして水を抜くという事で、前回の平成21年度もそういった対応をさせていただいております。

この浚渫の陸揚げについては、基本的には環境省の埋め立て等の基準には該当しませんので、中山間地域整備工事の盛土として有効活用させていただきたいという事で進めています。

- **〇議長(新井 明君)** 5番、石井芳清君。
- **〇5番(石井芳清君)** 5番、石井芳清です。

1つに中山間等に利用されるという事ですが、当然これは海からのものですので塩害ですよね、これが水稲や排水を通して川等に流れていくわけですから、御宿町にはミヤコタナゴというものが棲んでいます。また源氏ホタルですか、そうしたものも非常に沢山増えてきたというなかで、そうした自然への影響というのも考えられるわけでして、そうしたものへの考慮というのも当然必要だと思いますので検討いただきたいと思います。

それから、漁業災害という事でありますが、御宿町もそうではあるんですけれども、ご 承知のとおり東方沿岸は漁業が産業の中心だと思うんですよね。そういうなかにおいて、 今一番問題になっているのが、そういう船、それから漁具、こうした物が破損していると いうなかで、中古でもいいからともかく漁を始めたいという声が漁民の皆さんの大きな声 だというふうに報道されています。千葉県も海岸県でありますし、御宿町も漁港が2つも ありますし、沢山いらっしゃるわけですけれども、当時、過去も漁がない時には東北部の 方に漁を手伝いに行きながら、御宿町の漁民の方も盛況したということも年配の漁師の方 からお話を伺った事もあります。そうしたこともございますので、是非、漁協の方に案内 をしていただきまして、もしそういう協力ができるのであれば、そうしたものも積極的に 被災県の方に提供するという事も私は必要ではないかと思うんですね。自分たちの業をまず成り立たせると、それから同じ同類である漁民の方々を助ける、被災者を受け入れるという事になるんですけどそうした業なり、基本的に生活を営むものを、復興を手助けするというものも私は重要だと思いますし、そういう状況にあると思いますので一つ一つ相談していただきたいと思います。まず施設と被災者の漁民ですね東北への援助というのも必要だと思います。それについての考えをお願いします。

- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。
- ○産業観光課長(藤原 勇君) 石井議員がご指摘の件については、既に御宿岩和田漁協 組合長に申し出した経緯がございます。そのなかででた答えが、同じ漁業を行っていても 漁の仕方が違うという事で対応が難しいということ、漁船についても福島県などでは2隻で の引き網が主流で御宿の船では対応できない。それと、新聞報道等で聞いているのですが、 同じ宮城県の漁船であっても、漁の種類が同じ漁港のなかであっても個人でそれぞれ網が 違って実際は使用できないということもあって、実際は関西の方の大きな網を作っている ところがありまして、そういった震災前の網が移動できないという状況がございます。で すから、我々としてはできるだけ被災者がそういった事できた場合は相談させていただき たいという事になっています。
- **〇議長(新井 明君)** 5番、石井芳清君。
- **〇5番(石井芳清君)** 5番、石井芳清です。

次にいきます。観光費でございますが、海水水質調査委託費という事でありますが、海水以外にも私は校庭とか園庭ですね、こうした所も子どもたちが集う所の放射能がいくつなのかという事も大変重要ではないかと思うんです。と申しますのは、この間、千葉県はご承知のとおり市原市ですね、ここで発表しておったと思うのですが、最近の報道を見ますと柏市、流山市、松戸市、こうした所でも非常に高い濃度の放射線が検出されているという事で、それでは御宿町は具体的にいくつなのかという事が大変心配されていると思うわけであります。7、8月向けての海水浴場の水質というのも大切だとは思いますけれども、まず私たち住民及び子どもたちの環境は一体どうなっているのかと、県も定例議会では県

も何ヵ所か測定するというような話もありますけれども、それだけでは足らない、それが何時になるのかという事も明確になっていないというのが実態でございます。ですから、今般、間に合わないにしてもですね、6月定例議会がすぐあるわけでもありますし、是非そうしたものを町の責任でいち早くやっていただいて、今どういう状況にあるかという事を報告していただくという事が大事だと思うんです。そうしませんと結局、海産物についても先般、県の組合の方で安全宣言というものを出されたと思いますけれども、このどこにどうなっているかというのはどうも不確かだという事のようですから、そのへんのところで町の責任において、住民の安全というものを確保していただくという事が大事だと思います。その事について考えをお聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(新井 明君)** 藤原産業観光課長。
- **○産業観光課長(藤原 勇君)** まず、5月6日ですが実際に御宿町のホウレン草を調査しています。皆さんご周知のとおり葉物野菜が被害を受けた関係がありました。確か5月6日に石井議員さん宅の近くの畑のホウレン草をお願いして調査しています。基本的には不検出でありました。ただ、セシウムが38ベクレルでした。それ以外は食としては基準値以下でした。また、御宿には畜産業が3業者ございますので、放牧の草についても順次、県と調整しながら行っていく形で進んでいます。
- **〇議長(新井 明君)** 石田町長。
- ○町長(石田義廣君) 今、石井議員さんがおっしゃいました校庭とか園庭の放射能検査 という事ですが、保護者の皆様方がご心配されていると思います。そういう事で調査は実施したいと思います。
- ○議長(新井 明君) 只今より10分間の休憩といたします。

(午後 3時16分)

〇議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時26分)

◎修正動議の提出

〇議長(新井 明君) 藤原産業観光課長につきましては、所用のため退席しております。 質疑を続けます。質疑ありませんか。

2番、白鳥時忠君。

- **〇2番(白鳥時忠君)** 修正動議を求めます。
- **〇議長(新井 明君)** 只今、2番白鳥時忠君から、修正動議がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(新井 明君) 異議なしの声がありますので、修正動議が成立いたしました。 2番、白鳥時忠君の発言を許可いたします。2番、白鳥時忠君。
- **○2番(白鳥時忠君)** 議案第3号平成23年度御宿町一般会計補正予算第2号に対する修正 動議を提出します。

◎日程の追加について

○議長(新井 明君) 只今、2番、白鳥時忠君より議案第3号平成23年度御宿町一般会計 補正予算第2号に対する修正動議の提出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることについてお諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新井 明君) 異議なしと認めます。この修正動議を日程に追加し、直ちに議題といたします。 準備ができるまで休憩といたします。

(午後 4時27分)

〇議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時36分)

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(新井 明君) 追加日程第1、発議第1号、議案第3号平成23年度御宿町一般会計補正予算第2号に対する修正動議についてを議題といたします。

配布いたしますので、しばらくお待ちください。

- ○議長(新井 明君) 発議者である2番、白鳥時忠君より提案理由及び修正案の説明を お願いいたします。2番、白鳥時忠君。
- **〇2番(白鳥時忠君)** 発議第1号、平成23年5月17日、御宿町議会議長 新井 明様、 発議者、御宿町議会議員 白鳥時忠。

議案第3号、平成23年度御宿町一般会計補正予算(第2号)に対する修正動議、上記の 動議を、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条(第2項)の規定により別紙の修正 案を添えて提出します。

提案理由、今回上程された一般会計補正予算第 2 号のうち観光関連緊急活性化事業 1,400 万円に対して国・県・及び御宿町財政が逼迫している中、あまりにも唐突に本案件を上程 すること、当初予算の歳入の減収が見込まれる中での 1,400 万円という多額な事業費を、 教育・医療・福祉等様々な可能性がある中で観光事業のみに特化する事の正当性に関して 精査が必要であると考えます。

緊急性は認めるものの充分な事業効果が発揮するとは認めがたい事から、事業内容を充分関連団体との調整・協議を行うべきと考えます。よって本予算からの削除を求めます。 修正箇所については、配布した資料のとおりです。以上、よろしくお願いします。

○議長(新井 明君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新井 明君) 質疑がないようなので、これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手少数)

〇議長(新井 明君) 挙手少数です。

◎議案第3号の採決

○議長(新井 明君) 日程第5、議案第3号、平成23年度御宿町一般会計補正予算第2号の 採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号、平成23年度御宿町一般会計補正予算第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇議長(新井 明君) 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(新井 明君) 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長より、あいさつがあります。

石田町長。

〇町長(石田義廣君) 平成23年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、3 議案についてご審議いただきまして、修正動議もいただきましたが、 議員の皆様方のご理解によりましてご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。 誠にありがとうございました。

議員の皆様方には、今後もよろしくご指導・ご協力のほど、お願い申し上げますとともに、健康には十分ご留意されご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(新井 明君) 議員各位には、慎重審議をいただきましてありがとうございまし

た。

以上で、平成23年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(午後 4時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 7月13日

議			長	新	井		明
署	名	議	員	白	鳥	時	忠
署	名	議	員	ЛП	城	達	也